

# 佐賀県中学校体育連盟規約

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本連盟は佐賀県中学校体育連盟と称する。

第 2 条 本連盟は事務局を理事長の勤務校におく。

## 第 2 章 組織及び機構

第 3 条 本連盟は佐賀県に所在する中学校をもって組織し、学校体育の範ちゅうに所属し、社会体育との関連を保持しながら活動する体育団体である。

第 4 条 本連盟は加盟学校の所在する各地区に支部を置く。

第 5 条 本連盟は(公財)佐賀県スポーツ協会の加盟団体である。

## 第 3 章 目的及び事業

第 6 条 本連盟は佐賀県中学校生徒の体育を振興し、体位体力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身共に健全な人間の育成を目的とする。

第 7 条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種体育団体との協力
- (2) 各種体育競技大会の開催及び参加
- (3) 中学校体育に関する調査研究及び実技指導
- (4) 体育用具の資料、器具の紹介
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第 4 章 役員

第 8 条 本連盟に次の役員をおく。

|         |     |        |     |
|---------|-----|--------|-----|
| 1 会 長   | 1 名 | 7 顧 問  | 若干名 |
| 2 副 会 長 | 2 名 | 8 参 与  | 若干名 |
| 3 理 事 長 | 1 名 | 9 監 事  | 若干名 |
| 4 副理事長  | 2 名 | 10 幹 事 | 若干名 |
| 5 常任理事  | 若干名 | 11 会 計 | 若干名 |
| 6 理 事   | 若干名 |        |     |

第 9 条 会長は各地区の会長の中より理事会で選出し、本連盟を統轄代表する。

第 10 条 副会長は各地区の会長より理事会で選出し、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

第 11 条 理事長は理事の互選により選出し、評議員会の承認を得て、会長の指示に従い理事会を代表して業務を掌理する。

但し、次年度理事長については、理事会であらかじめ内定しておくこととする。

第 12 条 副理事長は理事の互選により選出し、評議員会の承認を得て、理事長を補佐する。

- 第13条 会長、理事長、副理事長に選出された地区は補充して、その役員を出す。
- 第14条 理事は理事会を組織し、本連盟の一般業務を審理する。
- 第15条 常任理事は理事の互選により選出し、一般業務のうち、緊急を要する事項を審理する。
- 第16条 評議員会は各地区の会長及び理事長をもってこれにあて、理事会より付託された事項について審理する。
- 第17条 専門部員は本連盟に関係のある者の中から理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、大会の企画運営、及び事業等に関する調査研究について、理事会より付託された事項について諮問に応ずる。
- 第18条 本連盟は必要により顧問をおくことが出来る。  
顧問は本連盟に関係のある者の中より理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、本連盟運営について諮問する。
- 第19条 参与は地区会長、歴代理事長をもってこれにあて、本連盟運営について諮問に応ずる。
- 第20条 監事は理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、会務及び会計を監査する。
- 第21条 幹事は会長がこれを委嘱し、会長の指示により会務の処理にあたる。
- 第22条 会計は会長がこれを委嘱し、会長の指示により会計事務の処理にあたる。
- 第23条 役員任期は1ケ年とする。但し再任を妨げない。

## 第 5 章 会 議

- 第24条 本連盟はその目的を達成するため次の会議を行う。
- (1) 理 事 会 理事会は本連盟の決議機関であって、次の事項について審議する。
- ① 事業に関する事
  - ② 予算及び決算の審議
  - ③ 役員を選出
  - ④ 規約の制定及び改正
  - ⑤ その他の重要事項
- (2) 評 議 員 会 地区の会長及び理事長をもって評議員会を構成し、次の事項について審議する。
- ① 本連盟運営上の諸問題
  - ② その他重要事項
- (3) 常任理事会 常任理事会は理事会の委嘱により緊急を要する一般業務を処理する。
- (4) 専 門 部 会 本連盟は下記の通り専門部をおき、審理された事項については理事会の承認を得て施行する。
- 軟式野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、サッカー、剣道、柔道、相撲、卓球、体操、新体操、水泳、陸上、ハンドボール、バドミントン、空手道、テニス、駅伝の19競技及び調査研究部

(5) 県総合体育大会検討委員会(以下「総体検討委員会」という)会長が必要に応じて総体検討委員会を組織し、会長が委嘱した検討事項について審議する。

第25条 会議は必要ある場合、会長が召集する。

第26条 会議は3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定する。

## 第 6 章 会 計

第27条 本連盟の経費は次のものである。

- (1) 負 担 金
- (2) 補助金及び助成金
- (3) 参 加 料
- (4) その他の収入(寄附金を含む)

第28条 負担金は理事会により決定する。ただし、評議員会の承認を得なければならない。

第29条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第30条 本連盟の予算は会計年度最初の評議員会の承認を得、決算は会計年度終了後監査を終えて評議員会に報告しなければならない。

## 第 7 章 附 則

第31条 本連盟の規約改正は理事会で行い、評議員会の承認を得るものとする。

第32条 本連盟の施行について必要な事項に関する細則は別にこれを定める。

第33条 本規約は昭和30年4月1日より実施する。

第34条 一部改正 昭和48年4月1日

第35条 一部改正 昭和57年2月1日

第36条 一部改正 平成12年5月2日

第37条 条文挿入 平成18年2月28日 [第27条(3)]

第38条 一部挿入 平成22年2月26日 [第24条(4)]

第39条 一部改正 平成23年2月25日 [第24条(4)]

第40条 一部改正 平成24年2月24日 [第24条(4)]

第41条 一部改正 平成25年2月22日 [第24条(4)]

第42条 一部改正 平成31年4月1日 [第5条]